

改正案

現行

(取引報告書の記載事項等)

第十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項に規定する取引報告書(以下「取引報告書」という。)は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 顧客の指示に基づき、注文・清算分離行為(証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号)(第三十条第二項第七号に規定する注文・清算分離行為をい

う。以下同じ。)(が行われた取引であつて、清算執行会員等(同号に規定する清算執行会員等をいう。以下同じ。)(が当該顧客に取引報告書を交付し、注文執行会員等(同号に規定する注文執行会員等をいう。以下同じ。)(は取引報告書の交付を要しない旨を、あらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の三者の間で書面による合意(別表第二において「三者間の合意」という。))をしているもの(注文執行会員等に係るものに限る。))

3 6 (略)

(禁止行為)

第二十一条 (略)

一 十 (略)

十一 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券に係る法第六十五条第二項第二号に掲げる行為(当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。))を行う場合において、顧客(証券会社に関する内閣府令第二十八条第一項に掲げる者を除く。))に対し、法第二十四条第八項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する外国会社報告書及び法第二十四条の五第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する外国会社半期報告書が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないこと(当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合、又は証券仲介業務の委託を行う証券仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。))。

十二 (略)

(取引報告書の記載事項等)

第十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項に規定する取引報告書は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(新設)

3 6 (略)

(禁止行為)

第二十一条 (略)

一 十 (略)

十一 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券に係る法第六十五条第二項第二号に掲げる行為(当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。))を行う場合において、顧客(証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号)第二十八条第一項に掲げる者を除く。))に対し、法第二十四条第八項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する外国会社報告書及び法第二十四条の五第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する外国会社半期報告書が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないこと(当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合、又は証券仲介業務の委託を行う証券仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。))。

十二 (略)

別表第二(第十七条第一項関係)

書類の種類	記載事項	備考
取引報告書	(略)	<p>一～五 (略)</p> <p>六 注文・清算分離行為が行われた取引(三者間の合意をしているものを除く。)に係る手数料については、注文執行会員等及び清算執行会員等が顧客から直接受領する手数料をそれぞれ記載する。この場合において、注文執行会員等は、「新規又は決済の別」の記載を要しない。</p> <p>七 三者間の合意をしているものについては、注文執行会員等は、作成する(略)を要しない。</p>

別表第十二(第四十六条第一項第三号関係)

帳簿の種類	記載内容	記載要領等
一 注文伝票	顧客名、銘柄、売付け又は買付けの別、額面、数量、受注日時、約定日時、単価、経過利子、受渡年月日、約定価格、受渡金額、取引対象通貨、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエントド分かの別、先物取引(有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。)については、限月及び新規又は決済の別、有価証券オプション取引及び選択権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プツ	<p>一～十 (略)</p> <p>十一 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、「新規又は決済の別」及び「新規、権利行使、決済の別」の記載を要しない。</p> <p>十二 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等は、作成することを要しない。</p>

別表第二(第十七条第一項関係)

書類の種類	記載事項	備考
取引報告書	(略)	<p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p>
		(新設)

別表第十二(第四十六条第一項第三号関係)

帳簿の種類	記載内容	記載要領等
一 注文伝票	顧客名、銘柄、売付け又は買付けの別、額面、数量、受注日時、約定日時、単価、経過利子、受渡年月日、約定価格、受渡金額、取引対象通貨、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエントド分かの別、先物取引(有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。)については、限月及び新規又は決済の別、有価証券オプション取引及び選択権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プツ	<p>一～十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二 取引日記帳	(略)	<p>ト又はコールの別、新規権利行使、決済又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、先渡取引(有価証券先渡取引及び有価証券店頭指数等先渡取引をいう。以下この表において同じ。)については、受渡年月日(有価証券先渡取引については、新規、決済又は解除の別)、有価証券店頭指数等スワップ取引については、取引期間及び受渡年月日、有価証券店頭オプション取引については、権利行使期間、オプションの行使により成立する取引の内容及び対価の額、空売りである場合はその旨、注文・清算分離行為が行われた取引に係る注文である場合には、その旨</p>
三 顧客勘定元帳	(略)	<p>一〇五 (略)</p> <p>六 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、「新規又は決済の別」及び「新規、権利行使、決済の別」の記載を要しない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 注文・清算分離行為が行われた取引に係る「委託手数料」については、清算執行会員等が顧客から直接受領した委託手数料を記載する。</p> <p>九 注文・清算分離行為が行われた取引</p>
二 取引日記帳	(略)	<p>ト又はコールの別、新規権利行使、決済又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、先渡取引(有価証券先渡取引及び有価証券店頭指数等先渡取引をいう。以下この表において同じ。)については、受渡年月日(有価証券先渡取引については、新規、決済又は解除の別)、有価証券店頭指数等スワップ取引については、取引期間及び受渡年月日、有価証券店頭オプション取引については、権利行使期間、オプションの行使により成立する取引の内容及び対価の額、空売りである場合はその旨</p>
三 顧客勘定元帳	(略)	<p>一〇五 (新設)</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

六・七 (略)	(略)	<p>については、注文執行会員等は、作成することを要しない。ただし、顧客から直接委託手数料を受領した場合に「顧客名」、「約諾書番号」、「借方」、「貸方」、「委託手数料」、「入出金」及び「差引残高」を記載する。</p>
<p>別表第十六(第四十六条第一項関係) 帳簿の種類 取引残高報告書 又は通帳</p>	(略)	<p>記載要領等 一〇十 (略) 十一 注文・清算分離行為が行われた取引に係る「金額等(手数料を含む)」、「のうちの手数料については、注文執行会員等及び清算執行会員等が顧客から直接受領した手数料をそれぞれ記載する。この場合において、注文執行会員等は、「期間中の有価証券の残高の異動(入出庫を含む)」、「状況(残高の異動年月日、有価証券の種類、口数又は券面の総額)」、「当該顧客口座における有価証券残高、先物取引等の未決済勘定明細及び評価損益等」、「新規又は決済の別」及び「新規、権利行使、転売、買戻しの別」の記載を要しない。 十二 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等が顧客に取引残高報告書を交付し、注文執行会員等は取引残高報告書の交付を要しない旨をあらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の三者の間で書面により合意している場合には、注文執行会員等は、作成することを要しない。</p>

六・七 (略)	(略)	(略)
<p>別表第十六(第四十六条第一項関係) 帳簿の種類 取引残高報告書 又は通帳</p>	(略)	<p>記載要領等 一〇十 (略) (新設)</p>

別表第十八(第四十六条第一項第七号関係)

帳簿の種類 一 証券仲介補 助簿	記載事項	記載要領等
	<p>委託証券会社の自己又は委託の別、顧客名、銘柄(顧客が授受する金銭の額の算出に係る指標(金利、通貨の種類、有価証券指数又は有価証券の銘柄。以下この表において同じ。))を含む。以下この表において同じ。)、売り又は買いの別、申込みを受けた数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、申込みを受けた日時、約定日時、約定価格、信用取引については弁済期限、債券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分がエンド分かの別、先物取引(有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。))については、限月及び新規又は決済の別、有価証券オプション取引及び選択権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、空</p>	<p>一〜六 (略)</p> <p>七 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等を委託証券会社とする登録金融機関は、「新規又は決済の別」及び「新規、権利行使、転売、買戻しの別」の記載を要しない。</p> <p>八 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等を委託証券会社とする登録金融機関は、作成することを要しない。</p>

別表第十八(第四十六条第一項第七号関係)

帳簿の種類 一 証券仲介補 助簿	記載事項	記載要領等
	<p>委託証券会社の自己又は委託の別、顧客名、銘柄(顧客が授受する金銭の額の算出に係る指標(金利、通貨の種類、有価証券指数又は有価証券の銘柄。以下この表において同じ。))を含む。以下この表において同じ。)、売り又は買いの別、申込みを受けた数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、申込みを受けた日時、約定日時、約定価格、信用取引については弁済期限、債券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分がエンド分かの別、先物取引(有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。))については、限月及び新規又は決済の別、有価証券オプション取引及び選択権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、空</p>	<p>一〜六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>二 証券仲介預り明細簿</p>	<p>売りである場合にはその旨、注文・清算分離行為が行われた取引に係る注文である場合には、その旨</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三 証券仲介業務に係る残高報告書</p>	<p>（略）</p>	<p>一～四（略） 五 注文・清算分離行為が行われた取引に係る「金額」については、清算執行会員等を委託証券会社とする登録金融機関が顧客から直接受領した「金額」を記載する。 六 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等を委託証券会社とする登録金融機関は、作成することを要しない。ただし、顧客から直接金銭を受領した場合には、「顧客名」、「入出金年月日」、「金額」、「入出金先の氏名又は名称」及び「残高（金銭）」を記載する。 七（略） 八 注文・清算分離行為が行われた取引に係る「金額」については、清算執行会員等を委託証券会社とする登録金融機関が顧客から直接受領した金額を記載する。 九 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等を委託証券会社とする登録金融機関は、作成することを要しない。ただし、顧客から直接金銭を受領した場合には、「顧客名」、「入出金年月日」、「金額」、「入出金先の氏名又は名称」及び「残高（金銭）」を記載する。</p>	<p>（略）</p>

<p>二 証券仲介預り明細簿</p>	<p>売りである場合にはその旨</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三 証券仲介業務に係る残高報告書</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設） 一～七（略） （新設）</p>	<p>（新設） 一～四（略） （新設）</p>